



埼玉県報

第 731 号
令和 8 年(2026 年)
6 月 26 日
金曜日

目次

訓令

- 埼玉県公印規程の一部を改正する訓令（文書課）

告示

- 自転車競技法第 3 条第 2 号及び第 3 号に係る事務に関する告示（県営競技事務所）
- 自転車競技法第 3 条第 2 号及び第 3 号に係る事務に関する告示（県営競技事務所）
- 自転車競技法第 3 条第 2 号及び第 3 号に係る事務に関する告示（県営競技事務所）
- 自転車競技法第 3 条第 2 号及び第 3 号に係る事務に関する告示（県営競技事務所）
- 自転車競技法第 3 条第 2 号及び第 3 号に係る事務に関する告示（県営競技事務所）
- 自転車競技法第 3 条第 2 号及び第 3 号に係る事務に関する告示（県営競技事務所）
- 株木用水土地改良区の役員就退任届（川越農林振興センター）
- 犯罪捜査支援用パソコン及び同管理サーバ等の賃貸借に関する入札公告（会計課）
- 県道さいたま武蔵丘陵森林公園自転車道線の区域の変更（川越県土整備事務所）
- 県道さいたま武蔵丘陵森林公園自転車道線の供用の開始（川越県土整備事務所）
- 県道勅使河原本庄線の区域の変更（本庄県土整備事務所）
- 県道本庄停車場線の区域の変更（本庄県土整備事務所）
- 県道越谷流山線の区域の変更（越谷県土整備事務所）
- 県道柿木町蒲生線の区域の変更（越谷県土整備事務所）
- 県道阿佐間幸手線の区域の変更（杉戸県土整備事務所）
- 選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）
- 監査結果の公表（監査第一課）
- 措置通知の公表（監査第一課）
- 財政的援助団体等の監査結果の報告（監査第一課）

訓令

埼玉県訓令第七号

本庁
地域機関

埼玉県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年六月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県公印規程の一部を改正する訓令

埼玉県公印規程（昭和三十五年埼玉県訓令第二号）の一部を次のように改正する。
別表埼玉県県税事務所長印の項中「並びに個人事業税振替通知書」を「、個人事業税の口座振替納付書送付通知書（非MT分）並びに不動産取得税の変更通知書、減額通知書、取消通知書、減免通知書、納税義務免除通知書、徴収猶予通知書及び徴収猶予取消通知書」に改める。

附則

この訓令は、令和八年六月二十九日から施行する。

告 示

埼玉県告示第四百六十号

自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第三条第二号及び第三号に係る事務を次のとおり委託した。

令和八年六月二十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 受託者の名称及び所在地

株式会社ケイドリームス

東京都世田谷区玉川一丁目十四番一号

二 委託契約締結日

令和八年四月一日

三 委託期間

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第四百六十一号

自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第三条第二号及び第三号に係る事務を次のとおり委託した。

令和八年六月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 受託者の名称及び所在地

株式会社チャリ・ロト

東京都渋谷区渋谷二丁目二十四番十二号

二 委託契約締結日

令和八年四月一日

三 委託期間

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第四百六十二号

自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第三条第二号及び第三号に係る事務を次のとおり委託した。

令和八年六月二十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 受託者の名称及び所在地

オッズ・パーク株式会社

東京都中央区京橋二丁目二番一号

二 委託契約締結日

令和八年四月二十四日

三 委託期間

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第四百六十三号

自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第三条第二号及び第三号に係る事務を次のとおり委託した。

令和八年六月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 受託者の名称及び所在地

株式会社 WinTicket

東京都渋谷区宇田川町四十番一号

二 委託契約締結日

令和八年四月二十七日

三 委託期間

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第四百六十四号

自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第三条第二号及び第三号に係る事務を次のとおり委託した。

令和八年六月二十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 受託者の名称及び所在地

株式会社 Beimo

東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目三十一番十一号

二 委託契約締結日

令和八年四月二十四日

三 委託期間

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第四百六十五号

自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第三条第二号及び第三号に係る事務を次のとおり委託した。

令和八年六月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 受託者の名称及び所在地

株式会社オータ

東京都新宿区山吹町三百四十六番地六

二 委託契約締結日

令和八年四月一日

三 委託期間

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

告示

埼玉県告示第四百六十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、
株木用土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所に
ついて、次のとおり届出があった。

令和八年六月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 就任

職名	氏名	住所	
理事	市川 剛史	埼玉県坂戸市大字島田百八十番地三	
同	井口 雅丈	同 同	百八十七番地
同	岡野 弘	同 同	三百九十番地
同	市川 浩明	同 同	四百六十一番地の一
同	金子 二郎	同 同	五百九十一番地二
同	林 正幸	同 同	七百十三番地
同	岡野 和之	同 同	千三百十七番地一
同	安野 正芳	同 同	関間四丁目四番三十九号ライオンズガ デン若葉七百六号室

二 退任

職名	氏名	住所		
同	横井 雅亮	同 同	所沢市西狭山ヶ丘二丁目二千九十一番地の四	
同	根本 靖久	同 同	大字片柳百七十九番地六	
同	坂爪 洋	同 同	大字青木七百番地	
同	山崎 明	同 同	大字赤尾千八百九番地	
同	根本 義之	同 同	大字片柳千七百八十六番地三	
同	小室 昭一	同 同	大字塚越七百五番地の一	
同	千枝 和弘	同 同	大字石井二千四百五十六番地	
同	林 勝也	同 同	同 同	二千二十九番地二
同	荒井 健司	同 同	同 同	千九百二十四番地
同	森田 泰司	同 同	同 同	千八百七十三番地
同	大野 宏行	同 同	同 同	大字赤尾千五百三十四番地

同	同	監事	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
石井	和田	中島	小谷野	小島	池田	柏俣	林	山崎	山崎	山崎	林	岡野	志儀	林	石川	
忠	茂雄	義一	文夫	正雄	一夫	富廣	伸昭	猛	秀朗	孝	昇	弘	次男	清重	赴夫	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
入間郡	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
越生町	大字赤尾	大字島田	大字小沼	大字塚越	同	大字石井	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
大字西和田	千四百三十三番地一	九十八番地七	三百七十九番地	三百三十九番地	二千四百六十二番地	百九十一番地	千九百三十五番地一	千八百九十九番地の一	千八百三十三番地	千七百四十番地	大字赤尾	千二百三十五番地	六百六番地二	五百五十九番地	四百七十四番地	
八百三十九番地											千五百七十八番地二					

告 示

埼玉県告示第四百六十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和八年六月二十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

犯罪捜査支援用パソコン及び同管理サーバ等の賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和15年2月28日(月)まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部情報管理課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(令和6年埼玉県告示第833号)に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認めら

れた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所並びに入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度係 香崎 電話048-832-0110 内線2247

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法及び問合せ先

次の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部情報管理課運用第一係 山口 電話048-832-0110 内線2453

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和8年8月25日（火）午前9時50分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

- (ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和8年8月24日（月）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

- (イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和8年8月25日（火）午前9時50分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 令和8年8月25日（火）午前10時

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和8年7月23日（木）午前11時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、上記2(5)に定める競争入札参加資格については、納入する物品について機能証明書等を作成し、令和8年7月23日（木）午前11時までに上記3(3)の場所に提出し、確認を得なければならない。

なお、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、競争入札参加資格審査申請書及び特定調達契約に係る競争入札参加予定連絡票（別記様式 4）を令和 8 年 7 月 3 日（金）午後 5 時までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 電話 048-830-5775（直通））に提出し、資格審査を受けること。ただし、この申請は通常の競争入札参加資格申請の例外となるため、入札参加資格を得ても参加できるのは本案件のみとなる。

また、入札の方法は紙によるものとする。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased: A lease of personal computers and management servers for assisting criminal investigation

(2) Deadline for tender:

[By electronic tender system] by 9:50 a.m. on August 25, 2026

[By registered mail] by 5:00 p.m. on August 24, 2026

[In person] by 9:50 a.m. on August 25, 2026

(3) Contact point for the notice: Property Management Group, Finance Division, Finance Bureau, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext.2247

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年六月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年六月二十六日

埼玉県川越県土整備事務所長 坂 田 竜 也

一 道路の種類 県道

二 路線名 さいたま武蔵丘陵森林公園自転車道線

三 道路の区域

新	旧	旧新別
川越市大字古谷本郷上組字畑中 九六九番四地先から同市大字古 谷上字蔵根五八三七番一地先ま で		区 間
三・〇〇〇 一五・〇〇〇	二・〇〇〇 二四・〇〇〇	敷地の幅員 (メートル)
一一三五・〇〇〇	二五六一・〇〇〇	延長 (メートル)
国土交通省による入間川右岸古谷樋 管改築工事の完了による。		備 考

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和八年六月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年六月二十六日

埼玉県川越県土整備事務所長 坂 田 竜 也

<p>県道さいたま武蔵丘陵 森林公園自転車道線</p>	<p>路 線 名</p>
<p>川越市大字古本郷上組字畑中九六九 番四地先から同市大字古谷上字蔵根五 八三七番一地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和八年六月二十六日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>令和八年六月二十六日付け埼玉 県川越県土整備事務所長告示第 十四号で告示した道路予定区域 の供用開始である。 延長一・三五・〇〇メートル</p>	<p>備 考</p>

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年六月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年六月二十六日

埼玉県本庄県土整備事務所長 伊藤 正 経

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 勅使河原本庄線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>地先から 同市中央一丁目四〇二七番四 地先まで</p>		区 間
<p>一九・六七 ） 一二・五二</p>	<p>一〇・八五 ） 一〇・七九</p>	敷地の幅員 (メートル)
<p>四八・七八</p>		延長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年六月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年六月二十六日

埼玉県本庄県土整備事務所長 伊藤 正 経

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 本庄停車場線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>地先から 本庄市銀座二丁目四〇六一番六 地先から 同市銀座二丁目四〇六五番三 地先まで</p>		区 間
<p>一九・六七 ） 一二・五二</p>	<p>一〇・七九 ） 一〇・八五</p>	敷地の幅員 (メートル)
<p>四八・七八</p>		延長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年六月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年六月二十六日

埼玉県越谷県土整備事務所長 小川 裕 嗣

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 越谷流山線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p style="text-align: center;">越谷市大字南荻島字左敷田六〇番四地先から 同市大字大房字下川戸三七番二地先まで</p>		<p style="text-align: center;">区 間</p>
<p style="text-align: center;">九・六八〇 三二一・二二〇</p>	<p style="text-align: center;">五・六〇〇 九・五三〇</p>	<p style="text-align: center;">敷地の幅員 (メートル)</p>
<p style="text-align: center;">三三二〇・〇〇〇</p>	<p style="text-align: center;">三四〇〇・〇〇〇</p>	<p style="text-align: center;">延長 (メートル)</p>
		<p style="text-align: center;">備考</p>

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年六月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年六月二十六日

埼玉県越谷県土整備事務所長 小川 裕 嗣

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 柿木町蒲生線
- 三 道路の区域

新 B	旧 新 A	旧 新 別
<p>草加市柿木町字梅一三〇四番二地先から 越谷市川柳町四丁目一七六番一地先まで</p>	<p>草加市柿木町字松七四四番五地先から 越谷市川柳町四丁目一七六番一地先まで</p>	<p>区 間</p>
<p>二四・九九ゝ 三五・九八</p>	<p>一〇・四〇ゝ 一六・〇一</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>九五〇・〇〇</p>	<p>一四六二・〇〇</p>	<p>延長 (メートル)</p>
		<p>備考</p>

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年六月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年六月二十六日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 須 永 寛 子

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 阿佐間幸手線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p style="text-align: center;">久喜市河原代字上分九六番一地先か ら同市河原代字前田三一七番一地先 まで</p>		区 間
<p style="text-align: center;">一四・二九〇 一六・四四</p>	<p style="text-align: center;">一〇・七四〇 一五・二〇〇</p>	敷地の幅員 (メートル)
<p style="text-align: center;">三九六・三七</p>		延長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県選管告示第四十六号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和八年六月二十六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長 峰 宏 芳

一 日時 令和八年七月一日 午後二時十五分

二 場所 選挙管理委員会室

三 議題

ア 八潮市議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて
イ 公職選挙法施行令の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定について

ウ その他

告 示

埼玉県監査委員告示第九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第一項、第二項及び第四項の規定に基づき監査を実施したので、同条第九項の規定に基づく監査の結果に關する報告を次のとおり公表する。

一 令和八年六月二十六日

埼玉県監査委員	小笠原 薫 子
埼玉県監査委員	梶 田 美佐子
埼玉県監査委員	飯 塚 俊 彦
埼玉県監査委員	松 澤 正

令和7年度第4回定期監査結果の報告について

監査委員は、地方自治法（以下「法」という。）第199条第1項、第2項及び第4項並びに埼玉県監査基準（以下「基準」という。）に基づき次のとおり監査を実施した。

監査の結果について、法第199条第9項及び基準第15条第1項に基づき報告する。

1 監査等の種類

定期監査（基準第3条第1項第1号）

2 監査の対象

（1）対象事務

令和6年度、令和7年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行

（2）対象機関

地域機関 127 機関（別紙「監査対象機関」のとおり）

（3）実施期間

令和8年1月7日～令和8年2月20日

3 監査の着眼点

- ・ 財務に関する事務の執行の監査は、当該事務の執行が適正で経済的、効率的で効果的かどうかを主眼とする。
- ・ 経営に係る事業の管理の監査は、当該事務に係る財務に関する事務の執行のほか、会計経理の処理が合理的かつ能率的に行われているかどうかを主眼とする。
- ・ 監査対象機関の事務の執行等についての監査は、法令等に従って適正処理されているかという観点に加えて、費用対効果に配慮したものとなっているか、所期の成果を上げているかなど、経済性、効率性、有効性の観点を主眼とする。

4 監査の実施内容

基準第8条に基づく実施計画を策定するとともに、同第9条ないし第13条の規定を踏まえて監査を実施した。

5 監査結果

今回報告分の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行は、監査を実施した範囲において、おおむね適正であることを確認した。

なお、個別の事務事業に関しては是正又は改善が必要と認められる事項は次のとおりである。

（1）指摘事項 なし

<参考：指摘事項>

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの

ア 事務事業の執行等に重大な誤りがあったため、当該事業の是正又は改善が必要と認められるもの

- イ 事務事業の執行等において、その効果が極めて不十分なため抜本的な改善が必要と認められるもの

(2) 注意事項 2件 (2機関)

番号	部局	機関	概要
1	教育委員会	川口青陵高等学校	令和6年度に締結した「川口青陵高校給水設備改修工事」について、支出負担行為の決裁前に契約を締結していたことは不適切であった。
2	警察本部	大宮東警察署	令和6年度に締結した「大宮東警察署浄化槽清掃維持管理業務委託」について、契約変更に係る支出負担行為の決裁前に変更契約を締結していたことは不適切であった。

<参考：注意事項>

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの

- ア 事務事業の執行等に誤りがあったため、当該事務の是正又は改善が必要と認められるもの
- イ 事務事業の執行等において、その効果が不十分なため一層の改善、工夫が必要と認められるもの

別紙

所管部局	監 査 対 象 機 関
企画財政部	南西部地域振興センター、西部地域振興センター
総務部	さいたま県税事務所、上尾県税事務所、朝霞県税事務所、春日部県税事務所、越谷県税事務所
環境部	中央環境管理事務所、西部環境管理事務所、東部環境管理事務所
福祉部	西部福祉事務所、発達障害総合支援センター、中央児童相談所、朝霞児童相談所、越谷児童相談所、埼玉学園
保健医療部	朝霞保健所、草加保健所、東松山保健所、坂戸保健所、狭山保健所、食肉衛生検査センター、食肉衛生検査センター北部支所
産業労働部	計量検定所、中央高等技術専門校、川口高等技術専門校、職業能力開発センター
農林部	中央家畜保健衛生所、川越家畜保健衛生所、秩父高原牧場、水産研究所
教育委員会	西部教育事務所、歴史と民俗の博物館、嵐山史跡の博物館、近代美術館、加須げんきプラザ、上尾高等学校、上尾南高等学校、朝霞高等学校、朝霞西高等学校、岩槻高等学校、浦和高等学校、浦和北高等学校、浦和商业高等学校、大宮高等学校、大宮光陵高等学校、大宮東高等学校、大宮南高等学校、小川高等学校、桶川高等学校、桶川西高等学校、春日部高等学校、春日部東高等学校、川口工業高等学校、川口青陵高等学校、川口東高等学校、川越高等学校、川越女子高等学校、川越西高等学校、川越南高等学校、北本高等学校、久喜工業高等学校、栗橋北彩高等学校、越谷総合技術高等学校、坂戸高等学校、狭山工業高等学校、白岡高等学校、杉戸高等学校、草加西高等学校、常盤高等学校、所沢高等学校、所沢商業高等学校、所沢中央高等学校、戸田翔陽高等学校、滑川総合高等学校、新座高等学校、新座柳瀬高等学校、蓮田松韻高等学校、鳩山高等学校、羽生高等学校、羽生第一高等学校、富士見高等学校、松伏高等学校、松山高等学校、松山女子高等学校、三郷北高等学校、八潮高等学校、吉川美南高等学校、和光高等学校、和光国際高等学校、上尾特別支援学校、上尾特別支援学校上尾南分校、岩槻はるかぜ特別支援学校、浦和特別支援学校、川口特別支援学校、川口特別支援学校鳩ヶ谷分校、川越特別支援学校、川越特別支援学校川越たかしな分校、騎西特別支援学校、騎西特別支援学校北本分校、特別支援学校さいたま桜高等学園、特別支援学校坂戸ろう学園、草加かがやき特別支援学校、草加かがやき特別支援学校草加分校、所沢特別支援学校、所沢おおぞら特別支援学校、所沢おおぞら特別支援学校新座柳瀬分校、蓮田特別支援学校、特別支援学校羽生ふじ高等学園、宮代特別支援学校、毛呂山特別支援学校、和光特別支援学校、和光南特別支援学校
警察本部	浦和警察署、浦和東警察署、大宮東警察署、大宮西警察署、武南警察署、朝霞警察署、新座警察署、草加警察署、東入間警察署、所沢警察署、西入間警察署、久喜警察署、杉戸警察署、吉川警察署

告 示

埼玉県監査委員告示第十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十四項の規定に基づき、埼玉県知事及び埼玉県教育委員会教育長から監査の結果により措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

令和八年六月二十六日

埼玉県監査委員 小笠原 薫 子

埼玉県監査委員 梶 田 美佐子

埼玉県監査委員 飯 塚 俊 彦

埼玉県監査委員 松 澤 正

1 監査の結果「指摘」とした事項

対 象 機 関		監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
福祉部	草加児童 相談所	令和8年3月6日 (第699号)	業務補助員1名に対する令和7年3月分の報償費について、支給決定額が17,600円のところ、誤って176,000円を支出したことは著しく不適切であった。	<p>再発防止のため、所属職員全員に監査結果及び経緯等を周知するとともに、次の取組により財務に関する適正な事務処理を図ることとした。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 過払分について、相手方に納入通知書を送付し、令和8年1月30日に納入が完了した。 2 支出事務に係る決裁に関与している職員に対し、財務基本研修資料を周知し、改めて支出事務に関する基本的な事務処理手順を確認させた。 3 当事案の発生時は、決裁に関与する職員は起案者と決裁権者のみの体制であった。事案発生を受け、決裁は必ず起案者を除く複数名で確認する体制を整えた。併せて、支出事務を行う際は、「チェックシート（歳出編）」を活用することとした。

2 監査の結果「注意」とした事項

対 象 機 関		監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
企画財政部	川越比企 地域振興 センター	令和8年3月6日 (第699号)	同センター東松山事務所で支出した交際費（懇親会費）について、懇親会に出席した職員が当日に私費での立替払を行い、その後、当該職員の個人口座への振替により精算したことは不適切であった。	<p>再発防止のため、関係職員全員に監査結果及び経緯等を周知するとともに、次の取組により適正な事務処理を図ることとした。</p> <p>1 交際費の支出担当への依頼漏れの防止を図るとともに、財務処理の多重チェックを行うため、交際費執行一覧兼チェックリストを作成し、事業担当のグループリーダーが運用することとした。</p> <p>交際費執行一覧兼チェックリストには、執行予定の交際費の内容、執行予定日、金額、事業担当から支出事務担当への依頼日、資金前渡日、事業担当の受領日等を記入し、その内容を、事業担当及び支出担当の複数職員で確認することとした。</p> <p>また、交際費執行一覧兼チェックリストに必要事項が記載され、適切に運用されているかを確認するためのチェックシートも作成し、交際費支出事務発生時及び毎月の自己検査時に、事業担当職員で確認を行うことにより、交際費の執行漏れ防止に取り組むこととした。</p> <p>2 支出事務担当者は、今回の不適切な処理を受け、直ちに研修資料等を用いて財務規則を再度確認するとともに、通常業務の中で財務に関するQ&A等を使用して知識の習得に努め、財務規則に則った適切な事務処理を徹底した。また、毎日の朝礼の際に交際費等比較的支出の頻度が少ない事務について忘れずに起案することを共有し、決裁ライン職員も含めて財務規則等に則った適正な事務処理の意識付けを徹底し、再発防止に向けた運用を図ることとした。</p> <p>3 財務規則第56条第1号に基づき、交際費に係る3か月以内の予定経費を資金前渡で支出し普通預金に預け入れることにより、支出の必要が生じたときは、即応できるようにした。</p>

県民生活部	男女共同参画推進センター支所	令和8年3月6日 (第699号)	同支所の財務事務のうち、決裁区分が本所の所長であり、かつ専決指定されていない決裁について、支所長代決が常態化していたことは不適切であった。	<p>再発防止のため、職員全員に監査結果及び経緯等を周知するとともに常態的な代決を改めた。あわせて、次の取組により適正な事務処理を図ることとした。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 決裁区分の遵守の徹底を図るため、支所における決裁区分表を作成した。 2 決裁区分表の Teams での周知及び管理職の個別指導により、支所職員全員の決裁区分への理解を深めることで、適正な事務処理の執行を徹底した。
保健医療部	高等看護学院	令和8年3月6日 (第699号)	外部講師に支給する、駅等と同学院間の交通費について、講師謝金に含めて支給すべきところ、外部講師に対し職員用の乗車証を交付し、タクシー代を支払っていたことは不適切であった。	<p>再発防止のため、所属職員に監査結果及び経緯等を周知するとともに、次の取組により適正な事務処理を図ることとした。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和5年度に作成した事務マニュアル「外部講師謝金における交通費相当額の考え方について」を所属長の決裁により、次のとおり改訂した。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 「タクシーチケットを交付する」の記載を削除し、タクシー料金相当額を報償費として支払うことを明記した。(令和7年9月11日改訂) (2) 出納総務課への相談内容も踏まえながら、「タクシーの利用を認める基準」と「タクシー料金相当額の計算方法」を新設した。(同7年10月15日改訂) 2 上記(2)の基準に基づき、同7年9月11日以降、タクシーチケットは使用せず、「タクシーの利用を認める基準」に該当する講師に対しては、報償費にタクシー料金相当額を加算して支給している。 3 新規の外部講師の交通費を算定する時に、タクシー利用を認める場合は、該当する基準を明記し学院長の決裁を受けることとした。 4 今回の監査結果及び経緯、及び上記「外部講師謝金における交通費相当額の考え方について」を、財務関係の例規文書として常備することとした。 5 報償費支払時に添付する帳票(支払額内訳書(報償費 交通費相当額))の欄外に、「タクシー料金相当額は [外部講師謝金における交通費相当額の考え方について] に基づく」旨を明記した。

<p>県土整備部</p>	<p>飯能県土整備事務所</p>	<p>令和8年3月6日 (第699号)</p>	<p>「橋りょう架換工事(片柳二号橋補助水路敷設工)」及び「総選除交付金(橋りょう維持)工事(越生大橋耐震補強工)」の工事請負契約について、契約額が当初契約に比べ3割を超えて増額となる変更契約の締結に当たり、契約保証金を変更後の請負金額の10分の1以上に増額変更すべきところ、増額していなかったことは不適切であった。</p>	<p>再発防止のため、所属職員全員に監査結果及び経緯等を周知するとともに、次の取組により適正な事務処理を図ることとした。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 変更契約に関する正確な手続方法を習得するため、「建設工事請負契約における契約の保証の取扱いについて(平成8年7月17日建設管理課長通知)」を全職員に既読チェック表付きで回覧することにより、周知の徹底を図った。 2 契約書確認シートの該当欄に「3割以上の増額変更の場合は、保証金も増額」などの表記を追加し、契約締結の手続に誤りがないか確認できる体制を整えた。
<p>県土整備部</p>	<p>行田県土整備事務所</p>	<p>令和8年3月6日 (第699号)</p>	<p>令和7年度の道路占用許可に基づく占用料1件について、次の点で不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 占用料の納付について、納期限経過後は、速やかに占用料の納付を促すべきところ、納期限経過後に占用者から占用場所が変更になる可能性があるとの相談を受けたことから、変更内容が示されるまで占用料の納付を保留していた。 2 納入通知書に指定された納期限を経過しても履行されない場合は、納期限の翌日から起算して40日以内に督促状により督促すべきところ、40日を経過した後も督促状を発行していなかった。 	<p>再発防止のため、所属職員全員に監査結果及び経緯等を周知するとともに、次の取組により適正な事務処理を図ることとした。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 債権管理簿に、納期限の翌日から40日の日付を表示する欄を追加し、容易に督促状発行予定日が確認できるよう事務処理の改善を図った。 2 債権の記入、納付状況の確認、督促状の要否等、債権管理全体の事務処理の適正性を確認するチェックシートを作成し、原則として毎週水曜日に管理担当課長と管理担当職員がチェックを行う体制を整えた。 3 毎月行う財務事務の自己検査の検査項目に「納期限翌日から40日を経過した未収金はないか」を追加し、適切な事務処理の執行を徹底した。
<p>都市整備部</p>	<p>大宮公園事務所</p>	<p>令和8年3月6日 (第699号)</p>	<p>令和6年度の占用許可使用料1件及び公共料金使用料2件について、納入通知書に指定された納期限を経過しても履行されない場合は、納期限の翌日から起算して40日以内に督促状により督促すべきところ、40日を経過した後も督促状を発行していなかったことは不適切であった。</p>	<p>再発防止のため、関係職員全員に監査結果及び経緯等を周知するとともに、次の取組により適正な事務処理を図ることとした。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 債権管理簿の欄外に督促状発行期限の欄を追加し、確認できるようにした。 2 財務自己検査チェックリストの歳入関係項目に、「総務担当者が取りまとめている債権管理簿を確認したか」、「収入済通知書で消滅年月日を確認したか」の項目を新たに追加し、調定担当者が債権管理簿や収入済通知書

				<p>を確認する体制を整えた。</p> <p>3 毎月の財務自己検査時に総務担当者作成の債権管理簿を調定担当者が確認することにより、複数名で確認する体制を整えた。</p> <p>4 財務会計システム上に納期限超過の警告が表示された場合には、総務を所掌する上席の職員が調定担当者へ注意を促すことにより、適切な債権管理を徹底する体制を整えた。</p>
教育委員会	熊谷女子 高等学校	令和8年3月6日 (第699号)	<p>令和6年度に締結した「l o c u sプログラムを用いたデータサイエンス活用事業」について、次の点で不適切であった。</p> <p>1 委託契約の仕様書では、項目として「Program I フィールドスタディ（来校型）」と定めており、プログラムの名称のみの記載にとどまっていた。</p> <p>本件契約は、学校と受託業者間で事前に業務内容の詳細を確認していたことから、契約内容の実施に支障は生じていないが、委託業務の詳細な内容が仕様書に記載されておらず、契約内容が対外的に不明確なまま契約を締結していた。</p> <p>2 本業務委託において、生徒の名簿を受託業者に提供していたが、契約書に個人情報保護に関する取扱いを定めておらず、業務従事者から個人情報に係る誓約書の写しの提出を求めていなかった。</p>	<p>再発防止のため、所属職員全員に監査結果及び経緯等を周知するとともに、次の取組により適正な事務処理を図ることとした。</p> <p>1 事務職員全員及び担当教諭で、出納総務課の財務研修資料等を用いて、委託契約の仕様書に業務内容を明確に記載する必要性について改めて確認し、意識の共有を図った。</p> <p>2 生徒の学習活動に関係する委託業務の仕様書には、担当教諭が原案を作成する段階から、起案者となる事務職員が関与することとし、執行伺の決裁過程で教頭及び起案者以外の事務職員に回議することで、具体的な業務内容が仕様書に反映されているか確認する体制を整えた。</p> <p>3 財務に関するチェックシート（契約編）に「個人情報の取扱いの委託を含む契約において定めるべき事項が記載されているか」及び「仕様書において業務内容・手法等が具体的に示されているか」の確認欄を追加し、決裁権者である校長のほか、事務長が契約書及び仕様書の内容を確認する体制を整えた。</p>

教育委員会	熊谷女子 高等学校	令和8年3月6日 (第699号)	令和6年度に締結した「電気室接地設備改修工事」について、契約 変更に係る執行伺をしていなかったことは不適切であった。	<p>再発防止のため、事務職員全員に監査結果及び経緯等を周知するとともに、次の取組により適正な事務処理を図ることとした。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 財務に関するチェックシート（契約編）に「契約変更に係る執行伺をしたか」の確認欄を追加し、決裁権者である校長のほか、事務長が契約書及び仕様書の内容を確認する体制を整えた。 2 契約進行管理チェックシートに「執行伺決裁日」と「変更契約執行伺決裁日」の欄を追加するとともに、起案時と月1回の自己検査時にチェックシートを添付し、複数の職員がチェックすることで契約変更時に執行伺の漏れがないかを確認する体制を整えた。 3 チェックリスト（自己検査）の項目のうち「執行伺・契約伺は適正か」を「執行伺・契約伺は適正か（契約変更時を含む）」とし、変更契約時にも執行伺が必要であることを、事務職員全員が定期的に確認する体制を整えた。
-------	--------------	---------------------	---	--

告 示

埼玉県監査委員告示第十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第七項の規定に基づき、
監査を執行したので、同条第九項に基づく監査の結果に関する報告を次のとおり公表
する。

令和八年六月二十六日

埼玉県監査委員 小笠原 薫 子

埼玉県監査委員 梶 田 美佐子

埼玉県監査委員 飯 塚 俊 彦

埼玉県監査委員 松 澤 正

令和7年度財政的援助団体等監査結果の報告について

監査委員は、地方自治法（以下「法」という。）第199条第7項及び埼玉県監査基準（以下「基準」という。）に基づき次のとおり監査を実施した。

監査の結果について、法第199条第9項及び基準第15条第1項に基づき報告する。

1 監査等の種類

財政的援助団体等監査（基準第3条第1項第4号）

2 監査の対象

(1) 対象事務

令和6年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行

(2) 対象団体

- ア 出資団体 13団体
- イ 指定管理者 14団体19施設
- ウ 補助金等交付団体 26団体

(3) 実施期間

令和7年9月25日～令和8年3月26日

3 監査の着眼点

- (1) 出資団体については、事業が出資等の目的に沿って適切に運営されているか、契約事務や会計経理、財産管理等が適切に行われているかを主眼とし、費用対効果をはじめとする経営的な観点にも留意する。
- (2) 指定管理者については、公の施設の管理が、管理に当たっての協定や条件として定められた基準などに従って適切に行われているか、契約事務や会計経理、財産管理等が適切に行われているかなどを主眼とする。
- (3) 補助金等交付団体については、県が財政的援助を行っている事業が、補助等の目的に沿って有効かつ効率的に執行されているか、補助事業等に係る契約事務や会計経理、財産管理等が適切に行われているかなどを主眼とする。

4 監査の実施内容

基準第8条に基づく実施計画を策定するとともに、同第9条ないし第13条の規定を踏まえて監査を実施した。

5 監査の結果

(1) 出資団体

監査対象団体	埼玉高速鉄道株式会社
所管部局	企画財政部
監査実施日	職員調査 令和8年 1月 9日 委員監査 令和8年 3月 6日（書面）
財政的援助等の内容	出資金 ・ 県の出資 58,976,000,000円 ・ 団体の基本財産等 119,628,000,000円 ・ 県の出資割合 49.3%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	公益財団法人さいたま緑のトラスト協会
所管部局	環境部
監査実施日	職員調査 令和7年10月16日 委員監査 令和7年11月20日
財政的援助等の内容	出資金 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県の出資 5,000,000円 ・ 団体の基本財産等 13,000,000円 ・ 県の出資割合 38.5%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	公立大学法人埼玉県立大学
所管部局	保健医療部
監査実施日	職員調査 令和7年10月29日 委員監査 令和7年12月9日
財政的援助等の内容	出資金 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県の出資 24,534,298,800円 ・ 団体の基本財産等 24,534,298,800円 ・ 県の出資割合 100.0%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	地方独立行政法人埼玉県立病院機構（埼玉県立循環器・呼吸器病センター）
所管部局	保健医療部
監査実施日	職員調査 令和7年11月5日 委員監査 令和7年12月8日（書面）
財政的援助等の内容	出資金 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県の出資 17,789,630,288円 ・ 団体の基本財産等 17,789,630,288円 ・ 県の出資割合 100.0%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	地方独立行政法人埼玉県立病院機構（埼玉県立精神医療センター）
所管部局	保健医療部
監査実施日	職員調査 令和8年1月21日 委員監査 令和8年3月6日（書面）
財政的援助等の内容	出資金 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県の出資 17,789,630,288円 ・ 団体の基本財産等 17,789,630,288円 ・ 県の出資割合 100.0%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	公益財団法人埼玉県生活衛生営業指導センター		
所管部局	保健医療部		
監査実施日	職員調査 令和7年10月21日 委員監査 令和7年12月8日(書面)		
財政的援助等の内容	出資金		
	・県の出資	4,000,000円	
	・団体の基本財産等	10,018,000円	
	・県の出資割合		39.9%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。		

監査対象団体	公益財団法人埼玉県産業振興公社		
所管部局	産業労働部		
監査実施日	職員調査 令和7年10月6日 委員監査 令和7年12月23日		
財政的援助等の内容	出資金		
	・県の出資	5,000,000円	
	・団体の基本財産等	5,000,000円	
	・県の出資割合		100.0%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。		

監査対象団体	公益社団法人埼玉県農林公社		
所管部局	農林部		
監査実施日	職員調査 令和7年10月27日 委員監査 令和7年11月28日		
財政的援助等の内容	出資金		
	・県の出資	398,640,000円	
	・団体の基本財産等	606,252,000円	
	・県の出資割合		65.7%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。		

監査対象団体	埼玉県道路公社		
所管部局	県土整備部		
監査実施日	職員調査 令和7年11月10日 委員監査 令和8年1月13日(書面)		
財政的援助等の内容	出資金		
	・県の出資	11,218,000,000円	
	・団体の基本財産等	12,058,000,000円	
	・県の出資割合		93.0%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。		

監査対象団体	株式会社さいたまアリーナ		
所管部局	都市整備部		
監査実施日	職員調査 令和7年10月10日 委員監査 令和7年11月5日（書面）		
財政的援助等の内容	出資金		
	・県の出資	150,000,000円	
	・団体の基本財産等	495,000,000円	
	・県の出資割合		30.3%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。		

監査対象団体	埼玉県住宅供給公社		
所管部局	都市整備部		
監査実施日	職員調査 令和7年10月3日 委員監査 令和7年12月19日（書面）		
財政的援助等の内容	出資金		
	・県の出資	40,000,000円	
	・団体の基本財産等	40,000,000円	
	・県の出資割合		100.0%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。		

監査対象団体	公益財団法人埼玉県下水道公社		
所管部局	下水道局		
監査実施日	職員調査 令和7年11月27日 委員監査 令和8年1月13日（書面）		
財政的援助等の内容	出資金		
	・県の出資	55,030,000円	
	・団体の基本財産等	110,060,000円	
	・県の出資割合		50.0%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。		

監査対象団体	公益財団法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団		
所管部局	教育局		
監査実施日	職員調査 令和7年11月21日 委員監査 令和8年1月13日（書面）		
財政的援助等の内容	出資金		
	・県の出資	10,000,000円	
	・団体の基本財産等	10,000,000円	
	・県の出資割合		100.0%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。		

監査対象団体	公益財団法人埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センター
所管部局	警察本部
監査実施日	職員調査 令和7年12月 1日 委員監査 令和8年 1月27日（書面）
財政的援助等の内容	出資金 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県の出資 779,587,000円 ・ 団体の基本財産等 1,028,166,987円 ・ 県の出資割合 75.8%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

(2) 指定管理者

監査対象団体	公益財団法人トトロのふるさと基金
所管部局	環境部
監査実施日	職員調査 令和7年10月 2日 委員監査 令和7年11月10日（書面）
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 埼玉県狭山丘陵いきものふれあいの里センター 16,541,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団
所管部局	福祉部
監査実施日	職員調査 令和7年10月14日 委員監査 令和7年11月 5日（書面）
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 そうか光生園障害者歯科診療所 56,914,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会福祉法人ブルーバードホーム
所管部局	福祉部
監査実施日	職員調査 令和8年 1月20日 委員監査 令和8年 3月10日（書面）
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 埼玉県立熊谷点字図書館 40,940,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	株式会社コンベンションリンクージ	
所管部局	産業労働部	
監査実施日	職員調査 令和7年10月23日 委員監査 令和7年12月1日	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 東部地域振興ふれあい拠点施設	117,944,117円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	NeCST	
所管部局	産業労働部	
監査実施日	職員調査 令和7年10月14日 委員監査 令和7年11月17日	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 西部地域振興ふれあい拠点施設	94,960,855円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	公益社団法人埼玉県農林公社	
所管部局	農林部	
監査実施日	職員調査 令和8年1月15日 委員監査 令和8年3月10日(書面)	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 埼玉県種苗センター	143,032,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	株式会社高橋造園	
所管部局	農林部	
監査実施日	職員調査 令和7年10月30日 委員監査 令和7年12月8日(書面)	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 みどりの村	18,226,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	株式会社さいたまアリーナ	
所管部局	都市整備部	
監査実施日	職員調査 令和7年10月10日 委員監査 令和7年11月5日(書面)	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 さいたまスーパーアリーナ	106,499,772円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	公益財団法人埼玉県公園緑地協会	
所管部局	都市整備部	
監査実施日	職員調査 令和8年1月26日 委員監査 令和8年3月19日(書面)	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 上尾運動公園	183,939,538円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	公益財団法人埼玉県公園緑地協会	
所管部局	都市整備部	
監査実施日	職員調査 令和7年10月8日 委員監査 令和7年11月12日	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 秋ヶ瀬公園	106,496,858円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	公益財団法人埼玉県公園緑地協会	
所管部局	都市整備部	
監査実施日	職員調査 令和7年11月4日 委員監査 令和7年12月9日	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 しらこぼと公園	121,648,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	公益財団法人埼玉県公園緑地協会	
所管部局	都市整備部	
監査実施日	職員調査 令和7年 9月25日 委員監査 令和7年10月23日	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 戸田公園	103,878,962円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	みさと吉川パートナーズ	
所管部局	都市整備部	
監査実施日	職員調査 令和7年12月19日 委員監査 令和8年 1月19日（書面）	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 みさと公園	41,763,546円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	みさと吉川パートナーズ	
所管部局	都市整備部	
監査実施日	職員調査 令和8年 1月16日 委員監査 令和8年 1月22日（書面）	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 吉川公園	12,400,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	一般社団法人埼玉県造園業協会	
所管部局	都市整備部	
監査実施日	職員調査 令和7年11月21日 委員監査 令和7年12月18日（書面）	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 森林公園緑道	23,000,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	松伏町
所管部局	都市整備部
監査実施日	職員調査 令和7年12月18日 委員監査 令和8年3月9日(書面)
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 まつぶし緑の丘公園 69,554,232円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	埼玉県住宅供給公社
所管部局	都市整備部
監査実施日	職員調査 令和7年11月13日 委員監査 令和7年12月12日(書面)
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 特別県営住宅 80,036,559円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	埼玉県住宅供給公社
所管部局	都市整備部
監査実施日	職員調査 令和8年1月14日 委員監査 令和8年1月28日(書面)
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 特定公共賃貸住宅 1,348,690円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	株式会社ケイミックスパブリックビジネス
所管部局	教育局
監査実施日	職員調査 令和7年12月4日 委員監査 令和7年12月24日(書面)
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 さいたま文学館 137,114,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

(3) 補助金等交付団体

監査対象団体	学校法人狭山ヶ丘学園
所管部局	総務部
監査実施日	職員調査 令和8年 3月 6日 委員監査 令和8年 3月12日(書面)
財政的援助等の内容	(狭山ヶ丘高等学校、狭山ヶ丘高等学校付属中学校、さやまが丘幼稚園) 1 私立学校(高等学校、中学校)運営費補助金 379,551,900円 2 埼玉県私立高等学校等父母負担軽減事業補助金 50,261,980円 3 私立幼稚園運営費補助金 17,815,840円 4 私立幼稚園等特別支援教育費補助金 3,920,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	学校法人獨協学園
所管部局	総務部
監査実施日	職員調査 令和8年 2月 2日 委員監査 令和8年 2月 9日(書面)
財政的援助等の内容	(獨協埼玉高等学校、獨協埼玉中学校) 1 私立学校(高等学校、中学校)運営費補助金 384,133,422円 2 高等学校等就学支援金 114,110,700円 3 埼玉県私立高等学校等父母負担軽減事業補助金 54,242,570円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	学校法人共栄学園
所管部局	総務部
監査実施日	職員調査 令和8年 2月13日 委員監査 令和8年 3月18日(書面)
財政的援助等の内容	(春日部共栄高等学校、春日部共栄中学校) 1 私立学校(高等学校、中学校)運営費補助金 531,132,718円 2 埼玉県私立高等学校等父母負担軽減事業補助金 105,287,820円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	学校法人盈進学園
所管部局	総務部、保健医療部
監査実施日	職員調査 令和8年 3月 9日 委員監査 令和8年 3月13日(書面)
財政的援助等の内容	(東野高等学校) 1 私立学校(高等学校)運営費補助金 337,514,020円 2 埼玉県私立高等学校等父母負担軽減事業補助金 76,763,180円 3 結核予防費補助金 110,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	学校法人国際学院
所管部局	総務部
監査実施日	職員調査 令和8年 3月12日 委員監査 令和8年 3月19日（書面）
財政的援助等の内容	（国際学院高等学校、国際学院中学校） 1 私立学校（高等学校、中学校）運営費補助金 261,499,182円 2 埼玉県私立高等学校等父母負担軽減事業補助金 66,299,110円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	学校法人峯徳学園
所管部局	総務部
監査実施日	職員調査 令和8年 2月18日 委員監査 令和8年 3月9日（書面）
財政的援助等の内容	（川口幼稚園、東川口幼稚園） 1 私立幼稚園運営費補助金 82,347,740円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	学校法人浦和富士学園
所管部局	総務部
監査実施日	職員調査 令和8年 3月9日 委員監査 令和8年 3月19日（書面）
財政的援助等の内容	（別所幼稚園） 1 私立幼稚園運営費補助金 61,038,000円 2 私立幼稚園等特別支援教育費補助金 23,912,000円 3 私立幼稚園等緊急環境整備費補助金 226,000円 4 私立幼稚園保育料軽減事業補助金（家計急変世帯） 99,660円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	学校法人なかもり学園
所管部局	総務部
監査実施日	職員調査 令和8年 2月5日 委員監査 令和8年 3月6日（書面）
財政的援助等の内容	（志木なかもり幼稚園） 1 私立幼稚園運営費補助金 66,036,980円 2 私立幼稚園ICT化支援補助金 426,000円 3 私立幼稚園等特別支援教育費補助金 2,352,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	学校法人大宮福島学園	
所管部局	総務部	
監査実施日	職員調査 令和8年 3月12日 委員監査 令和8年 3月12日（書面）	
財政的援助等の内容	(植竹幼稚園) 1 私立幼稚園運営費補助金 58,225,110円 2 私立幼稚園等特別支援教育費補助金 3,920,000円	
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	学校法人斉木学園	
所管部局	総務部	
監査実施日	職員調査 令和8年 3月12日 委員監査 令和8年 3月18日（書面）	
財政的援助等の内容	(新河岸幼稚園) 1 私立幼稚園運営費補助金 56,467,980円	
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	学校法人東松山学園	
所管部局	総務部	
監査実施日	職員調査 令和8年 2月18日 委員監査 令和8年 3月9日（書面）	
財政的援助等の内容	(松山幼稚園、松山南幼稚園) 1 私立幼稚園運営費補助金 62,073,350円 2 私立幼稚園等特別支援教育費補助金 9,016,000円 3 私立幼稚園保育料軽減事業補助金（家計急変世帯） 88,760円	
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	学校法人峯学園	
所管部局	総務部	
監査実施日	職員調査 令和8年 3月9日 委員監査 令和8年 3月13日（書面）	
財政的援助等の内容	(ひさみ幼稚園) 1 私立幼稚園運営費補助金 59,083,000円 2 私立幼稚園等特別支援教育費補助金 8,624,000円 3 私立幼稚園等緊急環境整備費補助金 60,000円 4 私立幼稚園保育料軽減事業補助金（家計急変世帯） 19,800円	
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	学校法人県北若竹学園
所管部局	総務部
監査実施日	職員調査 令和8年 3月 2日 委員監査 令和8年 3月10日（書面）
財政的援助等の内容	（箆原若竹幼稚園、川本若竹幼稚園、寄居若竹幼稚園、箆原さみどり認定こども園） 1 私立幼稚園運営費補助金 155,599,720円 2 私立幼稚園保育料軽減事業補助金 3,900円 3 私立幼稚園等特別支援教育費補助金 3,528,000円 4 私立幼稚園等緊急環境整備費補助金 375,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	学校法人岩槻清水学園
所管部局	総務部
監査実施日	職員調査 令和8年 2月 9日 委員監査 令和8年 3月 6日（書面）
財政的援助等の内容	（はくつる幼稚園） 1 私立幼稚園運営費補助金 56,994,800円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	学校法人大熊学園
所管部局	総務部
監査実施日	職員調査 令和8年 3月13日 委員監査 令和8年 3月13日（書面）
財政的援助等の内容	（愛隣幼稚園） 1 私立幼稚園運営費補助金 52,368,800円 2 私立幼稚園等特別支援教育費補助金 7,056,000円 3 私立幼稚園ICT化支援補助金 108,000円 4 私立幼稚園等緊急環境整備費補助金 57,000円 5 私立幼稚園保育料軽減事業補助金（家計急変世帯） 4,600円 6 私立学校施設整備費補助金 1,752,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会福祉法人清幸会
所管部局	福祉部
監査実施日	職員調査 令和8年 1月30日 委員監査 令和8年 3月26日（書面）
財政的援助等の内容	（軽費老人ホーム行田グリーンホーム、ケアハウス緑風苑、介護老人保健施設グリーンピア） 1 埼玉県軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金（行田グリーンホーム） 66,531,168円 2 埼玉県軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金（ケアハウス緑風苑） 3,834,284円 3 埼玉県地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金（行田グリーンホーム） 25,327,000円 4 埼玉県地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金（グリーンピア） 14,221,000円 5 令和5年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業補助金 5,491,000円 6 介護職員処遇改善支援補助金 3,046,867円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会福祉法人正生会
所管部局	福祉部
監査実施日	職員調査 令和8年 3月 9日 委員監査 令和8年 3月16日（書面）
財政的援助等の内容	（軽費老人ホームピアラ小手指） 1 埼玉県軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金 31,740,418円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会福祉法人弘和会
所管部局	福祉部
監査実施日	職員調査 令和8年 2月 9日 委員監査 令和8年 3月 6日（書面）
財政的援助等の内容	（アットホーム夢の郷） 1 埼玉県軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金 33,107,128円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会福祉法人みなわ会
所管部局	福祉部
監査実施日	職員調査 令和8年 3月12日 委員監査 令和8年 3月18日（書面）
財政的援助等の内容	（ケアハウス所沢けやき） 1 埼玉県軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金 36,212,196円 2 特別養護老人ホーム等整備事業費県費補助金 61,040,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会福祉法人誠由会
所管部局	福祉部
監査実施日	職員調査 令和8年 3月18日 委員監査 令和8年 3月18日（書面）
財政的援助等の内容	（ケアハウスハピネス狭山） 1 埼玉県軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金 30,413,130円 2 介護職員処遇改善支援補助金 284,793円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	公益財団法人埼玉県スポーツ協会
所管部局	県民生活部
監査実施日	職員調査 令和8年 2月 6日 委員監査 令和8年 3月 6日（書面）
財政的援助等の内容	1 公益財団法人埼玉県スポーツ協会補助金 93,320,000円 2 公益財団法人埼玉県スポーツ協会事業費補助金 93,113,000円 3 生涯スポーツ振興等事業費補助金 33,826,000円 4 総合型地域スポーツクラブ等支援事業費補助金 4,750,000円 5 各種競技会等開催費・派遣費補助金（国民スポーツ大会関東ブロック大会） 142,160円 6 各種競技会等開催費・派遣費補助金（国民スポーツ大会国スポ会期前） 2,431,489円 7 各種競技会等開催費・派遣費補助金（国民スポーツ大会本会期） 3,608,887円 8 各種競技会等開催費・派遣費補助金（国民スポーツ大会スケート・アイスホッケー競技） 627,885円 9 各種競技会等開催費・派遣費補助金（国民スポーツ大会スキー競技） 295,870円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	学校法人埼玉医科大学	
所管部局	保健医療部	
監査実施日	職員調査 令和8年 2月20日 委員監査 令和8年 3月26日（書面）	
財政的援助等の内容	（埼玉医科大学総合医療センター） 1 ドクターヘリ導入促進事業費補助金 320,823,000円	
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	一般社団法人埼玉県物産観光協会	
所管部局	産業労働部	
監査実施日	職員調査 令和8年 3月12日 委員監査 令和8年 3月16日（書面）	
財政的援助等の内容	1 埼玉県DMO体制強化事業補助金 372,856,000円 2 埼玉県物産観光振興費補助金 22,825,000円 3 （一社）埼玉県物産観光協会振興費補助金 2,160,000円	
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	川口市戸塚東部特定土地区画整理組合	
所管部局	都市整備部	
監査実施日	職員調査 令和8年 2月10日 委員監査 令和8年 3月19日（書面）	
財政的援助等の内容	1 埼玉県組合等土地区画整理事業補助金（道路事業） 54,800,000円	
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	特定非営利活動法人笑楽工房	
所管部局	福祉部	
監査実施日	職員調査 令和8年 3月 4日 委員監査 令和8年 3月26日（書面）	
財政的援助等の内容	（一本立ちの砦 笑城） 1 社会福祉施設等整備費県費補助金 124,922,000円	
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	埼玉県土地改良事業団体連合会		
所管部局	農林部		
監査実施日	職員調査 令和8年 2月25日 委員監査 令和8年 3月12日（書面）		
財政的援助等の内容	1 施設・財務管理強化対策事業補助金	4,664,000円	
	2 受益農地管理強化対策事業補助金	1,846,000円	
	3 土地改良施設維持管理適正化事業補助金	118,197,000円	
	4 土地改良事業促進補助金	5,060,000円	
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。		